



# 島根県報

平成28年6月10日（金）

号外第120号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ” ） 3

## 告 示

### 島根県告示第450号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成28年6月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長			
一般国道	184号	飯石郡飯南町八神1575番2地先から同1577番9地先まで	前	メートル 20.71～ 30.08	メートル 123.50	雲南県土整備事務所 災害防除工事 拡幅	
			後	22.39～ 42.12	123.50		
県 道	須川谷日原線	鹿足郡津和野町相撲ヶ原76番地先から同1186番地先まで	前 A	7.80～ 12.05	50.88	益田県土整備事務所津和野土木事業所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ 仮設道設置	
			後	A	7.80～ 12.05		50.88
				B	5.47～ 9.75		49.07

## 島根県告示第451号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成28年6月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	須川谷日原線	鹿足郡津和野町相撲ヶ原76番地先から同1186番地先まで	メートル 49.07	平成28年 6月10日	益田県土整備事務所津和野土木事業所	